

## 峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、峡南地域における滞在・周遊観光の促進を図るため、富士川地域歴史・文化ツーリズム推進会議（以下「会議」という。）が峡南歴史・文化ツーリズム構想に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象事業及び交付対象者等)

第2条 前条に規定する事業及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 会議は、補助金の交付を受けようとするときは、原則として事業開始の1か月前までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第4条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により会議に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

### (補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第5条 会議は、補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（様式第4号）により会議に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

### (補助事業の中止又は廃止)

第6条 会議は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助事業の中止（廃止）決定を行い、中止（廃止）決定通知書（様式第6号）により会議に通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第7条 会議は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 会議は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第9号)により会議に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。  
2 会議は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 会議は、補助対象経費に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。